



星のふるさと輝北まつり 2017

輝北秋祭り

- ◎内容＝歌謡ショー、抽選会、大花火大会
- ◎日時＝11/11(土) 19:00～21:00
- ◎場所＝輝北運動場



本祭

- ◎内容＝特産品の試食・販売、三山ひろし歌謡ショー、キャラクターショー、大抽選会、舞台発表、作品展示 など
- ◎日時＝11/12(日) 9:00～16:30
- ◎場所＝輝北運動場、輝北コミュニティセンター、輝北体育館

星のふるさと輝北まつり実行委員会事務局
(輝北総合支所産業建設課内)
☎ 099-486-1111 内線 2604

第42回くしら黒土祭り

- ◎内容＝農畜林産物の直売、農産物獲得クイズ、卵のつかみ取り、ちびっ子ステージショー、大抽選会 など
- ◎日時＝11/23(木・祝) 9:00～14:30
- ※雨天決行
- ◎場所＝串良平和公園催物広場

くしら黒土祭り実行委員会事務局
(鹿児島きもつき農協串良支所内)
☎ 0994-63-2511



2017 秋～農研祭り～

- ◎内容＝軽トラ市、フリーマーケット、ステージ、足踏み脱穀機体験、体験イベント、加工品販売、飲食販売、犬猫の譲渡会、昔の農機具展示 など
- ※雨天時は内容を変更して実施
- ◎日時＝11/18(土) 10:00～15:00
- ◎場所＝市農業研修センター

市農業研修センター
☎ 0994-43-9292

第40回美里あいら農業祭

- ◎内容＝「あいら一番」認定証交付、牛肉販売、吾平地区内農産物の直売、抽選会、重量当てクイズ、体験コーナー、宮下相撲大会 など
- ◎日時＝11/12(日) 9:00～14:30
- ◎場所＝吾平振興会館

美里あいら農業祭実行委員会事務局
(吾平総合支所産業建設課内)
☎ 0994-58-7257



第41回鹿屋市農業まつり

- ◎内容＝展示即売会(軽トラ市、水産物販売等) 振舞い鍋(先着1,000人分)、上棟式(餅まき)、大抽選会、豚の丸焼き、乳搾り体験、「日本一」薬師成人さんの牛肉丸ごと1頭分特売、原田悠里さん歌謡ショー、竹の貯金箱づくり、かのや肉焼まつり、しいたけ駒うち など
- ◎日時＝11/23(木・祝) 9:00～16:00
- ◎場所＝霧島ヶ丘公園自由広場

鹿屋市農業まつり実行委員会事務局
(市農林水産課内・2階)
☎ 0994-31-1117



第3回漁師の逸品！「おおすみ漁師飯」グランプリ

- ◎内容＝大隅地域の漁協等が自慢の地魚で作る「おおすみ漁師飯」の販売(各店限定300食)
- ◎日時＝11/23(木・祝) 10:00～14:00
- ◎場所＝霧島ヶ丘公園自由広場
- ◎料金＝3食綴りチケット1,000円
- ◎おおすみ水産振興協議会事務局(県大隅地域振興局林務水産課内)
☎ 0994-52-2165

収穫の秋



都市計画案説明会を開催します

市では県道永吉高須線の道路改良工事に伴い、霧島ヶ丘公園の一部区域変更を予定していることから、都市計画変更に伴う説明会を実施します。

- ◎都市計画の種類及び名称
- ◎種類＝鹿屋都市計画公園
- ◎名称＝霧島ヶ丘公園
- ◎都市計画を変更する土地の区域＝浜田町の一部

市保健相談センターのみ9時～13時～15時
※市保健相談センターは、同日に「こころの健康相談」を実施

市保健相談センター
☎ 0994-41-2110

市福祉政策課(1階⑨番窓口)
☎ 0994-31-1113

最低賃金名称	時間額
地域別 鹿児島県最低賃金	737円
産業別 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	745円
自動車(新車)小売業	780円
百貨店、総合スーパー	737円

Pick up
鹿児島県最低賃金が改定されました
鹿児島県の最低賃金が、次のとおり改定されました。最低賃金は、臨時・パート・アルバイトなど県内全ての労働者及び使用者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

期日	場所
11/14(火)	串良ふれあいセンター
11/15(水)	輝北ふれあいセンター
11/20(月)	市保健相談センター
11/22(水)	吾平保健センター

※市保健相談センターは、同日に「こころの健康相談」を実施

市保健相談センター
☎ 0994-31-1130

市保健相談センター
☎ 0994-31-1139

日時＝11月17日(金) 19時～
場所＝上浜田公民館
市都市政策課(4階)
☎ 0994-31-1130

の解決のための電話相談
日時＝11月13日(月)～19日(日) 8時30分～19時
※18日(土)、19日(日)は10時～17時
相談方法＝全国共通ダイヤル(☎0570-070810)まで電話
鹿児島地方事務局人権擁護課
☎ 0994-259-0684

消費生活センターだより ～こんな相談ありました③～

「送りつけ商法に注意！」

相談事例

知らない業者から突然、「先月注文を受けた健康食品を代金引換で送ります。代金は28,000円です」と電話があった。「注文した覚えがない」と答えたところ、業者から、「注文の証拠がある。受け取ってもらわないと困る」と言われた。

明日の夕方、商品が届くようだが納得いらない。お金を払わないといけなだろうか？(80歳代 女性)

市消費生活センター 鹿屋市北田町 3-3(市産業支援センター2階) ☎ 0994-31-1169

アドバイス

受け取り拒否しましょう

- 申し込んだ覚えがなく、購入するつもりがなければ、キッパリ断りましょう。
- 承諾していないにもかかわらず、商品を送りつけられた場合、代金を支払う義務はありません。送り状の事業者名・住所・電話番号をメモし、受け取り拒否しましょう。
- 断わりきれず商品を購入することになった場合、クーリング・オフが可能です。困ったときは、消費生活センターに相談してください。